

様式第12号(第16条関係)

弁明書

平成15年2月27日

静岡県知事 石川 嘉延 様

弁明書

行政手続法第29条第1項の規定により、次の通り弁明します。

弁明の件名	平成14年12月26日付け熱土第62-2号で許可した開発行為に係る都市計画法第81条第1項に基づく措置命令。
弁明の機会が付与に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての弁明	<p>工事の施工状況を示す資料の提出に関し適切な資料の提出が無かったとのご指摘ですが、工作物(擁壁)については資料が不十分であったと認め、出来上がった擁壁の底盤部分、擁壁の裏側を掘り、底盤部分のぐり石、擁壁裏の水抜き穴下部の止水コンクリート並びに裏ごめが許可基準通りに施工されている写真を撮影いたしました。</p> <p>盛土の転圧状況につきましては、ボーリング業者に地盤調査を依頼し、任意2ヶ所での地下10メートル超の深さまでのボーリングをし、現在調査結果待ちとなっております。</p> <p>当社に対し「開発行為を行うために必要な費用を欠く」とのご指摘ですが、平成12年以来、熱海市に移管された道路築造工事等の現場に熱海土木事務所の職員が数十回に渡り訪れており、実際の許可権者であるにも関わらず、その時々適切なお指導をいただけなかったことは、はなはだ遺憾であることを付記いたします。</p>
添付する証拠書類又は証拠物	検査結果が出しだい提出いたします。

